イ　合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係
ロ　一の者が被合併法人及び合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係
ハ　合併法人及び当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係
ニ　被合併法人及び当該被合併法人の発行済株式等の全部を保有する者が合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係

第四条の二第三項第一号中「。以下この項において同じ。」を削り、「が他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては、総額。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える数（出資にあつては、金額。以下この条において同じ。）の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係がある場合における当該関係」を「による支配関係（当該合併が無対価合併である場合にあつては、前項第二号ハ又はニに掲げる関係がある場合における当該支配関係に限る。）がある場合における当該支配関係」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前項第二号中「完全支配関係」とあるのを「支配関係」と読み替えた場合における同号に掲げる関係

第四条の二第四項中「以外の合併」の下に「（無対価合併にあつては、当該無対価合併に係る被合併法人のすべて又は合併法人が資本又は出資を有しない法人であるものに限る。）」を加え、同項第五号中「受ける合併法人の株式」の下に「（出資を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の下に「及び当該合併に係る他の被合併法人」を、「）の数」の下に「（出資にあつては、総額。以下この条において同じ。）」を、「総数」の下に「（出資にあつては、総額。以下この条において同じ。）」を加え、同条第六項第一号中「第八項」を「以下第八項」に、「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係（以下この号において「当事者間の完全支配関係」という。）」を「による完全支配関係（当該分割が分割法人に分割承継法人の株式その他の資産が交付されない分割（以下第八項までにおいて「無対価分割」という。）である場合にあつては、次に掲げる関係に限る。）」に、「当事者間の完全支配関係が継続すること（」を「いずれか一方の法人による完全支配関係（以下この号において「当事者間の完全支配関係」という。）が継続すること（」に改め、同号に次のように加える。

イ　分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有する関係
ロ　分割法人が分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係

第四条の二第六項第二号を次のように改める。

二　分割前に当該分割に係る分割法人と分割承継法人（当該分割が複数新設分割である場合にあつては、当該分割法人と他の分割法人）との間に同一の者による完全支配関係（当該分割が無対価分割である場合には、分割型分割にあつてはイからハまでに掲げる関係がある場合における当該完全支配関係に、分社型分割にあつてはニに掲げる関係がある場合における当該完全支配関係に、それぞれ限る。）があり、かつ、当該分割後に当該分割法人と分割承継法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該分割後に当該同一の者を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該分割後に当該分割法人と分割承継法人との間に当該同一の者による完全支配関係があり、当該適格合併後に当該分割法人と分割承継法人との間に当該適格合併に係る合併法人による完全支配関係が継続することとし、当該分割後に当該分割法人又は分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該分割の時から当該適格合併の直前の時まで当該分割法人と分割承継法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続することとする。以下この号において同じ。）が見込まれている場合（当該分割が単独新設分割である場合にあつては、当該分割後に当該分割法人と分割承継法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合）における当該分割法人と分割承継法人との間の関係

イ　分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有する関係
ロ　一の者が分割法人及び分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係
ハ　分割承継法人及び当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する者が分割法人の発行済株式等の全部を保有する関係
ニ　分割法人が分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係

第四条の二第七項第一号中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超える数の株式（次号において「支配株式」という。）を直接又は間接に保有する関係（以下この号において「当事者間の支配関係」という。）」を「による支配関係（当該分割が無対価分割である場合にあつては、前項第一号イ若しくはロ又は第二号ハに掲げる関係がある場合における当該支配関係に限る。）」に、「当事者間の支配関係が継続すること（」を「いずれか一方の法人による支配関係（以下この号において「当事者間の支配関係」という。）が継続すること（」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前項第二号中「完全支配関係」とあるのを「支配関係」と読み替えた場合における同号に掲げる関係

第四条の二第八項中「以外の分割」の下に「（無対価分割にあつては、第六項第二号イ又はハに掲げる関係がある分割型分割に限る。）」を加え、同項第六号イ中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の下に「及び当該分割型分割に係る他の分割法人」を、「の数」の下に「（当該他の分割法人が有する当該分割法人の株式にあつては、当該分割型分割により当該分割承継法人に移転するものの数に限る。）」を加え、同条第十項第一号中「第十二項」を「以下第十二項」に、「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　現物出資前に当該現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人（当該現物出資が複数新設現物出資である場合にあつては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）との間に同一の者による完全支配関係があり、かつ、当該現物出資後に当該現物出資法人と被現物出資法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該現物出資後に当該同一の者を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該現物出資後に当該現物出資法人と被現物出資法人との間に当該同一の者による完全支配関係があり、当該適格合併後に当該現物出資法人と被現物出資法人との間に当該適格合併に係る合併法人による完全支配関係が継続することとし、当該現物出資後に当該現物出資法人又は被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該現物出資の時から当該適格合併の直前の時まで当該現物出資法人と被現物出資法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続することとする。以下この号において同じ。）が見込まれている場合（当該現物出資が単独新設現物出資である場合にあつては、当該現物出資後に当該現物出資法人と被現物出資法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合）における当該現物出資法人と被現物出資法人との間の関係

第四条の二第十一項第一号中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超える数の株式（次号において「支配株式」という。）を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前項第二号中「完全支配関係」とあるのを「支配関係」と読み替えた場合における同号に掲げる関係

第四条の二第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項第一号中「が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係（当該株式交換が株式交換完全子法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されないもの（以下第十六項までにおいて「無対価株式交換」という。）である場合における当該完全支配関係を除く。）」に改め、同項第二号中「（当該者が個人であるときは、当該個人及びこれと前条第一項に規定